

発委第2号

発案書

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部を改正することについて

上記の事件について、別紙のとおり発案する。

令和3年3月26日提出

提出者 可児市議会 議会運営委員会
委員長 川上 文浩

可児市議会議長 澤野 伸 様

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部を改正することについて

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項（昭和60年3月22日議決）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、<u>次の事項は市長において専決処分することができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>国庫支出金又は寄附金等の特定財源の範囲内において歳入歳出予算の補正をすること。</u></p> <p>(2) <u>基金にするための歳入歳出予算の補正をすること。</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げるものを除くほか、第5号から第7号までに係る100万円未満の歳入歳出予算の補正をすること。</u></p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）<u>第9条</u>の規定により議会の議決を経た契約の変更に係る金額が議会の議決を得た金額の3%の金額（その金額が500万円を超えるときは500万円）以下の契約変更をすること。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる<u>事項を次のとおり指定する。</u></p> <p>(1) <u>解散、欠員等の事由による選挙の選挙費に係る歳入歳出予算の補正（衆議院議員、参議院議員、岐阜県議会の議員及び岐阜県知事選挙の選挙費については、当該選挙に係る国庫支出金又は県支出金の範囲内に限る。）</u>をすること。</p> <p>(2) <u>前号に掲げるものを除くほか、国庫支出金、県支出金、寄附金等の特定財源の範囲内において500万円以下の歳入歳出予算の補正をすること。</u></p> <p>(3) 第5号から第7号までに係る100万円<u>以下</u>の歳入歳出予算の補正をすること。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）<u>第12条</u>の規定により議会の議決を経た契約の変更に係る金額が議会の議決を得た金額の3%の金額（その金額が500万円を超えるときは500万円）以下の契約変更をすること。</p> <p>(5) <u>1件60万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（次号の場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条の規定による少額訴訟及び同法第383条の規定</u></p>

<p>(5) 和解及び調停でその目的の価額が100万円以下（交通事故に係るもので自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) <u>1件60万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（第5号の場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条の規定による少額訴訟及び同法第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされるときを含む。）。</u></p>	<p><u>による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされるときを含む。）。</u></p> <p>(6) 和解及び調停でその目的の価額が100万円以下（交通事故に係るもので自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの</p> <p>(7) （略）</p>
---	--

附 則

この議決は、令和3年4月1日から施行する。